

		総務常任委員会	
平成23年 9月15日受理		請 第 6 号	
件 名	私学助成に関する意見書の提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
山 本 秀 久 村 上 寅 美 前 川 収			
<p>(要 旨)</p> <p>私立高等学校等に対する私学助成に係る国の財源措置の一層の充実が図られるよう、政府及び国会に意見書の提出を請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>本県の私立高等学校等は、それぞれ建学の精神に基づき、変化の激しい今日の時代に的確に対応すべく特色ある教育を積極的に展開して、本県の公教育の進展に寄与しているところである。しかし、少子化に伴う生徒数の大幅な減少の影響等により、私立高等学校等の経営はいよいよ困難な局面を迎えている。</p> <p>また、「高等学校等就学支援金制度」の創設により、私立高等学校に学ぶ生徒の授業料負担の軽減が図られたものの、公私間の格差はむしろ拡大し、さらには都道府県間では新たな格差も生じており、子どもたちの学校選択の自由、教育の多様性や機会均等を保障する意味からもこの改善は喫緊の課題である。</p> <p>加えて、このたびの東日本大震災の教訓から学校施設の耐震化が急務となり公立学校施設では、国庫補助及び地方交付税措置等により実施されているが、私立高等学校等施設の耐震化については、必要とされる費用の多くは設置者である学校法人の負担となり、これを実施するのは財政上きわめて難しい現状である。ついては、私立高等学校等施設の耐震化に向け公立高等学校等施設と同等の財政措置が早急に図られるべきである。</p> <p>公教育の将来を考えると、公私相まっでの教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化・多様化という時代の要請にも応え得るものと考え。そのためには、公立高等学校等に比べて著しく財政的基盤が脆弱な私立高等学校等に対する助成措置の充実が必要である。このことは、各都道府県が所管する事項とほいうものの、わが国の将来の発展に密接不可分の関係にある教育の振興に関する事柄であり、また、教育基本法第8条の規定及び教育振興基本計画の趣旨からも、国の全面的な財政支援が強く求められるところである。</p> <p>現在、政府においては国と地方の役割分担を見直し、財政面での地域主権改革を推進中ではあるが、国家百年の大計のため、万難を排して私学助成の一層の充実が図られるよう政府及び国会に意見書を提出していただきたい。</p>			